

# 一 般 競 争 入 札 公 告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年2月13日

公益財団法人環境科学技術研究所  
総務部長 佐々木 昭吉



## 1. 競争に付する事項

- 1) 件 名：先端分子生物科学研究センター 空調設備等運転管理業務
- 2) 仕 様 等：仕様書のとおり

## 2. 入札方法

- 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
- 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
- 3) 入札する額は、作業に要する費用の総額とする。
- 4) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5) 入札は当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。1回目提出する書類は入札書及び見積書とし、以降2、3回目については入札書のみとする。
- 6) 2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その1者との随意契約により契約を締結する。
- 7) 3回目の入札に付し落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
- 8) 第1回目のみ入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和8年3月18日（水）17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和8年3月19日（木）執行 先端分子生物科学研究センター 空調設備等運転管理業務入札書」と明記すること。（入札書及び見積書に記載する日付は開札日とすること。また、封筒には質問書の原本も同封すること。）

## 3. 入札に参加する者に必要な資格

- 1) 入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和8年3月13日（金）17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
  - (1) 当研究所の競争参加資格「役務の提供等（A 機械設備等の保守・運転管理）」の認定を受けた者。
  - (2) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
  - (3) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
- 2) 入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

## 4. 交付期間

交付の日から令和8年3月12日（木）17時まで

## 5. 入札・開札の日時及び場所

令和8年3月19日（木）11時30分

公益財団法人環境科学技術研究所 本館1Fセミナー室

上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

## 6. 契約条項及び仕様書を示す場所

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前1番7

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部総務課契約係 山本 良垂樹

（業務請負契約条項Ⅱ及び仕様書等を配付します）

## 7. その他

別紙のとおり

## 補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否  
不要
- 2) 入札の無効
  - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
  - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務  
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法  
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。  
入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金  
免除する
- 7) 支払条件  
検査払い
- 8) 必要書類  
入札には以下の書類を持参すること。
  - (1) 入札書：3枚
  - (2) 見積書：公益財団法人環境科学技術研究所 佐々木 昭吉 宛  
(入札書に記載する金額の内訳を記載すること。)
  - (3) 見積書用紙：複数枚  
(「(2) 見積書」の中で、値引き額及び値引き後合計額が記載されていないもの。随意契約時に金額を記入のうえ提出すること。)
  - (4) 質問書：原本
  - (5) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人(随意契約に関する権限も有すること)をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明  
無し
- 10) 質問書
  - (1) 提出期限：令和8年3月13日(金)：12時まで  
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて質問書を提出すること。
  - (2) 回 答：令和8年3月16日(月)13時～17時  
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は、入札に参加を希望する者全てに一斉送信する。
  - (3) 質問書の提出先  
総務部総務課契約係 山本 良亜樹  
E-Mail ies\_keiyaku@ies.or.jp  
T E L 0175-71-1215 (直通)
- 11) その他
  - (1) 入札申込者心得書のとおり。
  - (2) 契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

# 入 札 書

件 名：先端分子生物科学研究センター 空調設備等運転管理業務

金 額：	円
<hr/>	
消費税：	円
<hr/>	
合 計：	円
<hr/>	

上記金額により契約条項を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所

会社名

代表者

印

代理人

印

令和 年 月 日

## 質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所  
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所  
会社名  
代表者

印

入札件名：先端分子生物科学研究センター 空調設備等運転管理業務

### 【質問事項】

・

令和 年 月 日

## 委 任 状

公益財団法人環境科学技術研究所  
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所  
会社名  
代表者

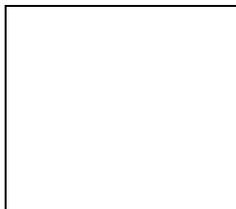
印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者	住所
	所属
	氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項  
・先端分子生物科学研究センター 空調設備等運転管理業務

受任者使用印鑑



令和8年度

先端分子生物科学研究センター 空調設備等運転管理業務

仕 様 書

公益財団法人 環境科学技術研究所

## 1. 目的及び概要

本仕様は、公益財団法人 環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）先端分子生物科学研究センターにおける空調設備等運転管理業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本施設は、実験動物（マウス）を飼育管理する動物管理区域（SPF 区域、CV 区域、検疫区域、隔離動物区域）、非密封放射性同位元素を用いた実験や放射線照射実験を行う放射線管理区域、遺伝子の組換え実験を行う組換え実験区域、実験室等の実験区域等の複数の異なる特徴を持った区域で構成され、実験動物（マウス）を用いて低線量放射線による生物影響を主とした調査研究を行う施設である。

本業務は、これらの区域において空調環境条件に合わせた空調運転を行うこと及び本施設が安定的かつ長期的に健全な状態を継続できるよう施設を構成する空調設備、電気設備、衛生設備、建築設備等の機能を保守することを目的とし、24 時間の空調運転・監視作業及び必要な設備等の保守管理作業等を行うものである。

受注者は当該施設や関連設備等の特性、運転要領、関係法令等を十分に理解し受注者の責任と負担において本業務を実施し、また、施設の設備等に不具合等があった場合においては、実験研究への影響を必要最低限に抑えるための応急対応を行うものとする。

## 2. 実施場所

公益財団法人 環境科学技術研究所

先端分子生物科学研究センター

青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢 2 番 121

流末排水ポンプ場

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖附 4 番 8

## 3. 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

## 4. 業務範囲

### (1) 24 時間空調運転・監視作業（運転及び監視）

平日休日を問わず、各区域等において定められた空調環境条件に基づく空調設備等の運転（起動・停止を含む）を行うものとする。また、中央監視装置、制御盤等の監視及び主要機器等の巡視を行い、空調状態等の監視を行うものとする。

### (2) 設備等保守管理作業

施設を構成する空調設備、電気設備、衛生設備、建築設備等（以下「設備等」という。）に対して、原則、平日（ただし、当研究所が休日指定する平日は除く）の昼間 8 時 30 分～17 時 15 分までの間に、設備等が長期的に良好な状態で維持できるよう月例点検、週例点検等の保守点検を行うものとする。また、設備等の継続運転（機能維持）に必要な消耗品等の補充や交換、さらには必要に応じて軽微な補修等を行い、突発的な不具合等が発生しないよう予防保全に努めるものとする。なお、実験の進捗状況や点検内容等によっては、必要に応じて休日作業とすることもあることから、その場合は当研究所と協議の上行なうものとする。

### (3) 不具合等における応急対応作業

空調環境条件や設備等において、不具合等が発生した場合、不具合等の起因となりうる事象が発生した場合又は不具合等のおそれがある場合は、状況に応じて実験研究への影響を必要最低限に抑えるための保守、修理等の応急対応を速やかに行うものとする。ただし、製造メーカ（代理店を含む）でなければ修繕できない場合は除く。

## 5. 業務内容

本業務にあたっては、労働安全衛生法等の関係法及びその他諸規程等に基づき、以下資料及び以下事項について、業務を安全かつ効率的に実施するように努めるとともに、必要書類等の適正な作成、記録、保管を行うものとする。

添付資料：別紙1「主な設備等の一覧」

別紙2「各区域の空調環境条件」

別紙3「放射線管理関係法令の遵守義務」

別紙4「本業務で立入りする場所において取扱いしている特定化学物質」

参考資料1「年間作業工程表」

参考資料2「点検等頻度等一覧表」

### (1) 主な保守対象設備等

主な保守対象設備等については、「主な設備等の一覧」（別紙1）のとおり。

### (2) 空調環境条件の担保

#### 1) 空調環境条件

各区域の空調環境条件については、「各区域の空調環境条件」（別紙2）のとおり維持管理するものとする。特に、実験動物管理区域、放射線管理区域、組換え実験区域においては注意し維持管理するものとする。

#### 2) 空調環境条件の逸脱に関する対応

空調環境条件が設定されている場所において、隣接する室間の差圧、温度及び湿度の乱れが生じた場合（そのおそれがある場合を含む）は、当研究所に報告し、協議後に空調設備等の調整を行うものとする。

### (3) 作業日時の調整

作業日時については、原則、「年間作業工程表（参考資料1）」を基に事前に作業に関する年間工程表及び月間工程表を作成し、当研究所と調整し了解を得るものとする。

### (4) 設備等の運転

設備等の運転については、空調環境条件を担保するよう運転するものとする。なお、本業務に係る保守点検等やメーカ等の専門業者による分解点検・修繕作業等において設備等の停止・起動が必要な場合は、研究所の業務等に支障の有無等を確認し、当研究所の了承を得てから行うものとする。なお、当研究所で作業する者の安全が担保できない可能性がある場合や設備等の不具合等が急激に進行するような場合はこの限りではない。

### (5) 設備等の監視

中央監視装置、制御盤、操作盤、機器等の監視（巡視を含む）において、その運転状態や空調環境（空調の制御状態）を把握するように監視するものとする。

### (6) 設備等の保守管理

#### 1) 設備等の保守点検について

設備等の保守については、「点検等頻度等一覧表」(参考資料 2) を参考に週例点検や月例点検等の保守点検を最低限行うものとする。特に、保守点検においては、設備等における運転状態の傾向変化に気を付け、不具合等につながる予兆を見逃さないよう努めるものとする。

## 2) 設備等の運転・保守に必要な消耗品等の交換等

設備等を運転・保守する上で必要な送排風機・給水ポンプ等のグリスアップ、ボイラ用清缶剤の補充、軟水装置の再生作業、蒸気配管・ストレーナ等のパッキン類の交換、空調用フィルタの交換、排水処理設備の薬品補充、動物給水装置の薬品補充、各種センサ類等の校正若しくは交換、照明設備の電灯交換、安全表示(標識)等の交換・整備等を行うこととする。また、必要に応じてタッチアップや軽微な補修等を合わせて行うことで、設備等の高寿命化及び突発的な不具合等に関する予防保全に努めるものとする。

※ 本業務に係る消耗品や交換部品等については、メーカ(代理店を含む)や専門業者等の分解点検時において交換される部品等は含まないものとする。

## 3) 燃料の給油

ボイラ等で使用する A 重油受入れ及び除雪機等において使用するガソリンの給油について、必要の都度、安全対策等を行い適宜対応するものとする。

## 4) 点検通路等の確保

冬季において、設備等の維持管理上必要な点検通路(消火栓回りを含む)については必要に応じて除雪を行い担保するものとする。ただし、駐車場及び玄関ロータリー等の一般的通路は除く。

## (7) 監視・点検等の記録・保存

### 1) 中央監視装置に係るデータの保存

中央監視制御装置の管理ソフトによるデータを定期的に CD、DVD 又はハードディスク等の電子媒体に保存するものとする。なお、保存する記録内容については、当研究所と協議するものとする。

### 2) 光熱費等に係るデータの記録・保存

本施設における電気、水道、燃料、動物給水等の使用量に関し、記録し保存するものとする。

### 3) 設備等の不具合等に関する記録・保存

空調環境や設備等の不具合等に関しては、その事象に関する内容、原因、対策案等を取り纏めて記録し、保存するものとする。

## (8) 設備等の運転、保守等に係る資料等の整備

設備等の運転、保守等に係る資料等について、必要に応じて以下の資料を作成し、それに基づき管理するものとする。なお、作成する書類等の詳細については、当研究所と協議するものとする。

### 1) 各設備・機器・装置等の運転に係る要領・手順書

(運転手順、始動・停止手順、点検に伴う切替え手順等を含む)

### 2) 各設備・機器・装置等の点検記録紙

### 3) 各設備・機器・装置等の改修・更新に係る提案資料(長期計画書)

### 4) 各設備・機器・装置等の部品や消耗品等の在庫一覧表

### 5) 各設備・機器・装置等のメーカ・連絡先一覧表

### 6) その他、各設備・機器・装置等の維持管理に係る資料

当研究所が所持していない設備等の維持管理に必要な書類、情報等については、製造メーカ等に確認し、情報収集するものとする。

(9) 法定検査等の対応

当研究所が受検する浄化槽、受水槽等の法定検査等について、適宜対応するものとする。

(10) 設備等の改修・更新に係る維持管理に関する提案

本設備等を維持管理していく上で、設備等の経年・腐食・消耗等の劣化状況に応じて、設備等に関する改修・更新や点検項目等に係る長期計画を必要に応じて提案するものとする。

(11) 設備等の不具合等に対する応急対応

設備等に不具合等があった場合や不具合等につながる予兆や運転状況の傾向変化が認められた場合においては、作業者の安全確保を行うとともに実験研究への影響を必要最低限に抑えるための修理等（ただし、製造メーカ、専門業者でなければ対応できないものは除く）の応急対応を行うものとする。なお、不具合等や異常時の場合は、応急対応するとともに速やかに当研究所に報告するものとする。

(12) 災害時における対応

火災、津波、地震、落雷、停電等の災害発生時（緊急時）においては、状況に応じて設備等を停止する等、人命優先とした上で必要な措置を講ずるものとする。

6. 作業従事者の要件等

(1) 作業従事者の要件

本業務には2つの要件を満たすよう作業従事者を配属するものとする。なお、作業従事者は、機械設備、電機設備、電子制御は勿論のこと、図面ソフト、計算ソフト等に習熟し、電磁的方法によるデータ処理作業を円滑に実施できる者が望ましい。

1) 本業務全般について、特殊かつ高度な技術、熟練経験を有し、複雑又は多様性を有する事項について定められた計画を十分に理解して的確に遂行しうる技術及び能力を持ち、関連業務経験が15年以上ある者。

2) 基本的な作業手順に従い業務を遂行でき、設備の不具合等の異常に速やかに対処できる一部専門的な技術を持ち、関連業務経験が3年以上ある者。

(2) 必要資格

- |                  |      |
|------------------|------|
| 1) 2級ボイラ技士       | 1名以上 |
| 2) 危険物取扱者（乙種第4類） | 1名以上 |

7. 作業責任者の選任

受注者は、本業務の履行にあたり、作業従事者の中から作業責任者を選任し、次の業務に当たらせるものとする。

- (1) 作業従事者の指導及び労務管理ならびに作業場の指揮命令
- (2) 本業務履行に関する当研究所との連絡・調整
- (3) その他、本業務の処理に関する必要な事項

8. 適用法令等

本仕様書を遵守し、関係法令に基づき本業務を行うこととする。また、下記の標準仕様書及び関係規格を適用するものとする。

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）
- (2) 空気調和衛生工学会規格（HASS）
- (3) 電気設備技術基準（内線規程）
- (4) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 労働安全衛生法
- (7) その他関係法令等

## 9. 支給品等

### (1) 支給品

- ・電気、水道、通信費
- ・定期交換用フィルタ、各種センサ、蛍光灯等の照明、グリス、V ベルト、ベアリング、塗料等の軽微な補修に使用される消耗品・消耗部品等（作業着、作業靴、軍手、ヘルメット、安全帯等の受注者が本業務を行う上で一般的に身に着ける装備品及び放射線管理区域内で従事する者の個人線量計は除く）
- ・その他当研究所が必要と認めたもの

### (2) 貸与品

- ・居室（スペース）
- ・各種測定用資器材および工具類
- ・その他当研究所が必要と認めたもの

## 10. 提出書類

- |                      |      |           |
|----------------------|------|-----------|
| (1) 責任者届             | 1 部  | 契約後速やかに   |
| (2) 工程表              | 1 部  | 契約後速やかに   |
| (3) 点検報告書            | 1 部  | 作業終了後速やかに |
| (4) その他、当研究所が必要とする書類 | 必要部数 | 随時        |

※ 点検報告書の取りまとめ方、提出時期等は、別途、当研究所に確認すること。

## 11. 検収

本仕様書の定めるところに従い作業が確実に実施されたこと及び提出書類の確認をもって検収とする。

## 12. 特記事項

- (1) 受注者は、放射線管理区域及び動物管理区域内の作業に当たっては、区域への入退域方法及び区域内の作業制限等に関して、事前に当研究所より注意事項等を確認し、作業することとする。
- (2) 放射線管理区域内の作業に当たっては、「放射線管理関係法令の遵守義務」（別紙 3）を適用するものとする。
- (3) 放射線業務従事者の被ばく線量測定は個人線量計（クイクセルバッチ等）を用意するものとする。
- (4) 本業務で立入りする場所において取扱いしている特定化学物質について、別紙 4 に示す。
- (5) 本業務従事者を放射線業務従事者として登録する場合は、その従事者の放射線管理手

帳の写し及び健康診断結果（電離検診）を提出することとし、登録後は毎月の被ばく線量測定結果を速やかに提出するものとする。

- (6) 受注者は、本業務の実施時間外（夜間）に災害が発生した場合においても、当研究所が要請した場合は、当研究所の規定に基づき対象設備等の点検及び安全確保等協力のために作業従事者を派遣するものとし、これに係る費用の取扱いについては別に定めるものとする。

### 13. その他

- (1) 受注者は、労働基準法その他関係法令上の責任及び作業従事者の健康、安全、規律、及び風紀の維持に関する全ての責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、当研究所の規定に基づき実施される教育・訓練等に関して作業従事者を適宜参加させるものとする。
- (3) 本業務遂行中に作業従事者が被った災害については、当研究所側の原因により生じた災害を除き当研究所は責任を負わないものとする。
- (4) 作業従事者は、本業務の実施時間内において火災、津波、地震、落雷、停電等の災害が発生した場合は、当研究所の規定に基づき対象設備等の点検を行うものとする。ただし、津波に関する警報等が発令された場合は当研究所外へ避難する場合がある。
- (5) 受注者は、当研究所が疾病（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に対する対策を目的として対処方針等を定めた場合には、これに協力するものとする。
- (6) 業務終了前においては、本仕様書に定める業務の他に引継ぎ等の業務を行う場合がある。
- (7) 点検頻度や点検内容等において、維持管理上改善した方が良い点等があれば提案することとし、当研究所と協議し承認後に変更するものとする。
- (8) その他、業務遂行に必要で本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、当研究所と受注者間で協議し、合意のもとに実施するものとする。

以上

## 主な設備等の一覧

別紙1

1. 中央監視装置		(第1研究棟設備)		(第2研究棟設備)	
(1) 中央監視装置					
	主処理装置、記憶装置		1台		1台
	モニタ		1台		1台
	プリンタ		1台		—
	無停電電源装置		1台		—
2. 空調設備					
(1)	冷凍機	空冷スクリュチラー	冷却能力 42.6t/台	4台	21.3t/台 2台
(2)	ボイラ	小型還流式蒸気ボイラ	相当蒸発量 2,000kg/h	3台	1,500kg/h 2台
(3)	リボイラ	間接式蒸気発生器	相当蒸発量 200kg/h	6台	200Kg/h 2台
(4)	熱交換器	プレート型		6台	5台
(5)	冷却塔	密閉型超低騒音角型	125t	1台	80t 1台
(6)	ポンプ	ライン型、キャンドウ型、カップリング型		17台	12台
(7)	オイルタンク	円筒型屋外仕様	30,000ℓ	1台	
(8)	オイルサービスタンク	角型屋内仕様	500ℓ	1台	310ℓ 1台
(9)	還水槽	SUS製角型	6m <sup>3</sup>	1台	2.4m <sup>3</sup> 1台
(10)	圧力容器	蒸気ヘッド2基	2k、8k	2基	2k、8k 2基
		膨張タンク5基		5基	6基
(11)	軟水装置	ボイラ用、リボイラ用		5台	3台
(12)	ドレン回収装置	複式真空ブースタポンプ		1台	—
(13)	不凍液注入タンク	SUS製角型	0.8m <sup>3</sup>	1基	0.8m <sup>3</sup> 1基
(14)	外調機	床置水平型		5台	3台
(15)	フィルタ	HEPAフィルタユニット、HEPA給気ユニット、排気処理ユニット		114台	4台
(16)	ファンコンベクタ	床置ローボーイ型		6台	—
(17)	パネルヒータ	電気式 (1φ100V)		10台	3台
(18)	面状ボードヒータ	カーボンファイバ製 (1φ100V)		9台	1台
(19)	外気予熱ヒータ	温水ヒータ(コンベクタタイプ)		12台	2台
(20)	ブースタヒータ	温水ヒータ(ダクト接続型)		24台	19台
(21)	パッケージエアコン	水熱源ヒートポンプ		109台	49台
		空冷ヒートポンプ		6台	1台
(22)	送排風機	片吸込シロッコ、リミットロード、ライン、有圧扇		89台	22台
(23)	自動制御機器	熱源制御、空調制御他		1式	1式
3. 給排水衛生設備					
(1)	受水槽	10m <sup>3</sup> ×2槽	20m <sup>3</sup>	1槽	—
(2)	給水ポンプユニット	単独交互運転方式	3.7kW×2台	1式	—
(3)	貯湯槽	SUS444立型	2,500ℓ	1槽	2,885ℓ 1槽
(4)	給湯ポンプ	SUS製ライン型	0.25kW	2台	0.15kW 2台
		SUS製ライン型	0.15kW	2台	0.15kW 2台
(5)	電気温水器		1.5kW	1台	—
			0.45kW	4台	1台
(6)	動物用給水設備	自動活性炭ろ過装置		1台	—
		自動硬水軟化装置		1台	—
		ROW熱交換ユニット	0.35m <sup>2</sup>	1台	—
		CLW熱交換器	0.38m <sup>2</sup>	1台	—
		前処理フィルタ		1台	—
		原水タンク		1槽	—
		逆浸透装置		1台	—
		RO水槽	1.5m <sup>3</sup> ×2槽	3m <sup>3</sup>	1槽
		RO供給ポンプユニット		1式	—
		次亜塩素酸注入設備	ポンプ 0.4KW×2台	1式	—

## 主な設備等の一覧

別紙1

		(第1研究棟設備)		(第2研究棟設備)	
(7) 排水ポンプ	水中ポンプ (地下2台、配管トレンチ1)	0.4kW	3台	地下3台	3台
	排水ポンプユニット (守衛所汚水溜樹)	0.4kW	2台		—
	排水ポンプユニット (RI)	1.5kW	2台		—
(8) 衛生器具	便器、手洗い、流し		123箇所		22箇所
(9) 排水処理装置	排水処理槽、中和・還元装置	汚水量 22m <sup>3</sup> /日	1式		—
(10) 浄化槽		18人槽	1槽		—
(11) キャリアガス設備	LN <sub>2</sub> 、EOG、CO <sub>2</sub> 、N <sub>2</sub> 、LPG		1式	CO <sub>2</sub> 、N <sub>2</sub> 、LPG	1式
	制御盤、半自動切換え装置等				
(12) 給水・排水菅	配管類		1式		1式
<b>4. 防災設備</b>		<b>第1研究棟設備</b>		<b>第2研究棟設備</b>	
(1) 火災報知器	制御盤、感知器、防火扉、誘導灯、音響装置等		1式		1式
(2) 排煙設備	排煙機	28, 100m <sup>3</sup> /h	1台		—
	排煙口		4台		—
(3) 消火器	粉末加圧式	10型54本、50型1本	55本	12本、50型1本	13本
(4) 消火栓			1式		1式
	屋内：加圧送水ポンプ (水槽あり)		1台		1台
	屋内消火栓		8台		2台
	屋外消火栓		1台		3台
	屋外防火水槽30m <sup>3</sup> 、		1式		—
(5) CO <sub>2</sub> 消火設備	起動装置、CO <sub>2</sub> ボンベ6本		1式		—
<b>5. 電気設備</b>					
(1) 受変電設備 (第2研究棟分岐盤3台を含む高圧受電盤等)			32面		13面
(2) 動力分電盤 (MCP盤、GMCP盤、PM盤)			38面		13面
(3) 電灯分電盤 (L盤)			13面		5面
(4) CP電灯動力分電盤 (CP盤)			43面		6面
(5) 自家用発電機	ディーゼル発電機	出力625kVA	1機	出力300kVA	1機
<b>6. 照明設備</b>					
照明設備等	蛍光灯 (照明制御盤)、殺菌灯		1式		1式
<b>7. 弱電設備</b>					
(1) 放送設備	放送設備本体、スピーカ		1式		1式
(2) LAN回線	ケーブル、ジャック等		1式		1式
(3) TV回線	ケーブル、ジャック、ブースタ等		1式		1式
<b>8. 流末排水ポンプ場</b>					
排水設備	制御盤		1面		—
	ポンプ	3.7kW	2台		—
<b>9. 建築設備等</b>					
(1) オーバースライダ	電動		6台		—
(2) スチールドア、電気錠等の建具			1式		1式
(3) 除雪機	除雪能力 35t/h、ガソリン		1台		—
<b>10. その他</b>					
	冷蔵庫、冷凍庫等のフロン類充填設備		1式		1式
	その他の関係設備等				

## 各区域の空調環境条件

先端分子生物科学研究センターの各区域における温度、湿度、室圧、照明に関する空調環境等条件は原則、以下のとおりとする。

### 1. 実験動物管理区域（清浄区域・検疫区域、CV 区域、隔離動物区域）

温度：23±2℃

湿度：50±10%

室圧：清浄区域・検疫区域、CV 区域境界については原則陽圧維持するものとする。また、隔離動物区域境界は陰圧を担保すること。この他、各室間差圧については当研究所に確認するものとする。

照明：原則、以下のとおり消灯点灯すること。このほか、詳細については当研究所に確認するものとする。

7 時点灯・19 時消灯： 第1 研究棟 - 動物飼育室すべて

第2 研究棟 - CV 飼育室（5）、CV 組換実験室（2）

8 時点灯・20 時消灯： 第1 研究棟 - なし

第2 研究棟 - CV 動物線量率可変照射室、飼育室（4）

### 2. 放射線管理区域

温度：特別な指定はなし。

湿度：特別な指定はなし。

室圧：放射線管理区域内は、他区域境界に対して陰圧を担保するものとする。この他、各室間差圧については当研究所に確認するものとする。

※ 但し、非密封放射線同位元素を使用する実験を長期的に行わない場合は空調を停止する場合がある。

照明：特別な指定はなし。

※ 放射線管理区域と実験動物管理区域の両方に指定されている区域については、実験動物管理区域の条件を優先するものとする。

### 3. 実験室等

温度：特別な指定はなし。

湿度：特別な指定はなし。

室圧：組換実験室は、隣接する廊下に対して陰圧を担保するものとする。その他、特別な指定はなし。

照明：実験室において、動物実験の実施状況に応じて点灯・消灯を行う場合がある。

以上

## 放射線管理関係法令の遵守義務

### 1.目的

仕様書本文中に記載する請負業務に係る放射線管理区域内の作業(以下「管理区域内作業」という。)を、安全かつ的確に実施するため、「労働安全衛生法」等に基づき、請負者が遵守しなければならない放射線管理上の必要事項を定めるものである。

### 2.適用範囲

当研究所の放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)に規定する、「放射線業務従事者」又は「一時立入者」として管理区域内作業を行う請負者に適用する。

### 3.放射線管理の基本事項

- 1) 請負者は、放射線業務従事者に係る電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という。)に基づく被ばく線量に係る管理、電離放射線健康診断(以下「電離健診」という。)に係る管理を行うこと。
- 2) 請負者は、労働基準法及び労働安全衛生法並びに労働者災害補償保険法、加えて電離則等の関係法令を遵守すること。
- 3) 請負者は、当研究所が規定する予防規程、事故対策規定及び地震対応要領等の諸規則を遵守すること。
- 4) 請負者は、管理区域内の作業開始の手続きは、「放射線業務従事者」又は「一時立入者」の申請を行い、当研究所の許可を受けること。
- 5) 請負者は、当研究所が行う安全確保及び被ばく低減に関する指導・助言を尊重すること。
- 6) 放射線業務従事者の内部被ばくに係る評価は、当研究所が行う。

### 4.保安全管理

請負者は、作業安全及び放射線管理要領並びに個人被ばくの一元的管理を确实かつ円滑に実施するため、管理体制の整備に努めること。

#### 4.1 放射線業務従事者に係る管理

#### 4.1.1 管理体制

- 1) 請負者は、管理区域内作業を円滑かつ安全に遂行するため、放射線作業責任者を選任し、『放射線作業責任者届(様式:技放 3-1)』を2部提出すること。
- 2) 放射線作業責任者の選任は、原則として管理区域内作業に従事する者の中から選任すること。
- 3) 放射線作業責任者は、下記の事項を統括すること。
  - ①安全管理の徹底
  - ②作業内容、作業手順及び作業環境の把握
  - ③当研究所との連絡及び調整
  - ④その他、放射線管理上必要な事項等

#### 4.1.2 放射線業務従事者に係る放射線管理

- 1) 当研究所が実施する内部被ばくに係る評価については、原則として翌月の休日を除いた月初めに実施し、当該記録を請負者へ通知するものとする。なお、当該記録が記録レベル未満であり請負者が必要としない場合は通知を省略できるものとする。
- 2) 請負者は、「放射線業務従事者」に対し、放射性同位元素等規制法に基づく教育訓練(予防規程を除く。)を初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごとに実施し、その実施記録(様式:技放 3-2-1 又は技放 3-2-2)を提出すること。
- 3) 請負者は、放射線業務従事者について電離則第56条に基づく電離健診の実施等を行うこと。
- 4) 請負者は、電離則の規定に基づき、放射線業務従事者の被ばく線量の測定(内部被ばくを除く)、記録及び通知を行うこと。
- 5) 請負者は、当研究所が実施する予防規程等に基づく保安教育について、当該放射線業務従事者を受講させること。

#### 4.1.3 放射線業務従事者の手続き

請負者は、管理区域内の作業に従事する者について、予防規程に規定する放射線業務従事者の指定登録及び指定解除に係る以下の手続き等を行うものとする。

- 1) 放射線業務従事者の指定登録にあたっての準備
  - ①放射線被ばく経歴の調査  
被ばく線量登録管理制度に基づく放射線管理手帳又はRI被ばく線量登録管理制度に基づく経歴照会回答票等を用いて被ばく歴の確認を行うこと。

## ②電離健診の実施

電離則第 56 条に基づく電離健診を受診させること。

## ③個人線量計の取得

外部被ばく線量測定のための個人線量計を準備すること。なお、管理区域に指定され、かつ、Specific Pathogen Free (SPF) 管理がなされている箇所で使用する個人線量計については、防水性、耐薬品性(酸化エチレンガス、アルコール)、耐高温性を有した所定のもの相当品とすること。

## 2) 放射線業務従事者の指定登録の申請

『放射線業務従事者指定申請書(様式:技放 1-1-1 又は技放 2-1)』に所定事項を記入の上、「電離放射線健康診断個人票(労働省令様式第1号の2)の写し」及び「放射線管理手帳の写し又は経歴照会回答票の写し」等を添付し、提出すること。

## 3) 放射線業務従事者の指定解除

放射線業務従事者が管理区域内作業を終了する際は、『放射線業務従事者解除届(様式:技放 1-5-1 又は技放 2-5)』に所定事項を記入の上、提出すること。

## 4.1.4 放射線業務従事者の個人管理

請負者は、放射線業務従事者の指定登録を開始してから指定解除するまでの期間(以下「指定期間」という。)について、以下の管理を行うものとする。

### 1) 外部被ばく線量の測定等

①放射線業務従事者の外部被ばく線量の測定については、個人線量計により実効線量及び等価線量の測定を行い、当該測定結果の写しを提出すること。

②個人線量計の測定対象期間は、原則として一箇月(毎月1日～末日)単位とし、指定期間が月を跨がず、かつ、一箇月に満たない短期間の場合は当該指定期間単位とすること。

③電離則第 8 条及び第 9 条に基づいた被ばく線量の測定、記録、保存及び通知を行うこと。

### 2) 定期的な電離健診の実施

放射線業務従事者の指定期間中における定期的な電離健診を実施し、「電離放射線健康診断個人票(労働省令様式第1号の2)の写し」を提出すること。

### 3) 個人管理

請負者は、当研究所が実施する内部被ばく線量評価の結果及び上記 1) の被ばく線量の測定結果に従い、被ばく線量登録管理制度に基づく個人管理に努めること。

## 4.2 一時立入者に係る放射線管理

管理区域内に一時的に立ち入って業務を実施する請負者は、予防規程に規定する一時的な立ち入りに係る以下の手続き等を行うものとする。

### 1) 管理区域への一時的な立ち入り

管理区域内に一時的に立ち入って業務を実施する際は、当該施設、設備及び機器について十分な知識を有した放射線業務従事者の随行のもとに行うものとする。

### 2) 一時立入の申請

『管理区域一時立入申請書／許可書(様式:技放 1-2-1、技放 1-2-2、技放 2-2)』に所定事項を記入の上、提出すること。

### 3) 立入前教育について

当研究所が実施する管理区域への立ち入りに関する注意事項等の説明を受けるとともに、当該事項を遵守すること。

### 4) 外部被ばく線量の測定

外部被ばく線量の測定は、当研究所のポケット線量計等の個人被ばく測定器により行い、当該測定結果に計画外の被ばくが無いことを確認すること。

ただし、一時立入者が複数で、かつ、同一行動となるような場合は代表者のみの測定とすることができる。

## 4.3 特定の区域立ち入りに係る本人の信頼性確認

一部の区域への立ち入りに際し、当研究所の随行無く立ち入りをを行う者については、運転免許証、パスポート、個人番号カード等の公的機関が発行した顔写真付きの書類、又は住民票記載事項証明書、健康保険証等の 2 種類以上の公的書類（以下「運転免許証等」という。）の原本の写しを提出し、事前に当研究所の承認を受けるものとする。

なお、当該区域への立ち入りに際して当研究所の随行の下に立ち入りをを行う者は、その立ち入りの前に運転免許証等を提示し確認を受けるものとする。

## 5.提出書類一覧

No	書類件名	提出頻度等	部数	様式等	
1	放射線作業責任者届	原則として 作業開始の 2週間前まで	2部	技放 3-1	
2	新規教育記録 (初めて管理区域に立ち入る 前)	原則として 指定申請書と 合わせて提出	1部	技放 3-2-1	
	年次教育記録 (管理区域に立ち入った後にあ っては1年を超えない期間毎 に)	実施後速やかに (指定登録を継 続している者 のみ)		技放 3-2-2	
3	電離放射線健康診断個人票 の写し(指定前)	原則として 指定申請書と 合わせて提出	1部	労働省令様式第1号の2	
	電離放射線健康診断個人票 の写し(定期)	速やかに	1部		
4	放射線業務従事者指定申請書	原則として 作業開始の 2週間前まで	1部	本所側	技放 1-1-1
				AMBIC側	技放 2-1
5	管理区域一時立入申請書 ／許可書	原則として 立入開始の 1週間前まで	1部	低線量棟	技放 1-2-1
				全天候	技放 1-2-2
				AMBIC	技放 2-2
6	放射線業務従事者指定解除届	作業の終了が明 確になったとき又 は作業が終了し たとき、速やかに	1部	本所側	技放 1-5-1
				AMBIC側	技放 2-5
7	放射線管理手帳の「 A.個人識別項目、 E.被ばく前歴、 G.被ばく歴および原子力等 施設での従事者指定・解除 (当該年度分)」の写し又は 経歴照会回答票等の写し	原則として 作業開始の 2週間前まで	1部	—————	
8	個人線量計測定結果の写し	速やかに	1部	—————	

## 本業務で立入りする場所において取扱いしている特定化学物質

No.	特定化学物質名	使用する場所	備考
1	エチレンオキシド（第2類物質）	1階 洗浄室	
		1階 清浄作業室	
2	ホルムアルデヒド（第2類物質）	1階 RI 実験室	
		2階 細胞生理実験室	
		2階 細胞生物実験室(2)	
		2階 遺伝子実験室(1)	
		2階 病理実験室	
		2階 免疫実験室	
3	クロロホルム（第2類物質）	2階 細胞生物実験室(2)	
		2階 遺伝子実験室(1)	
		2階 免疫実験室	
4	重クロム酸及びその塩	2階 細胞生理実験室	
		2階 病理実験室	

9	運転免許証等(運転免許証、 パスポート、個人番号カード等 の公的機関が発行した顔写真 付きの書類又は住民票記載事 項証明書、健康保険証等の 2 種類以上の公的書類)の原本 の写し	当研究所が 必要とする場合 (原則として 作業開始の 2 週間前まで)	1 部	_____
---	---	---	-----	-------

注 1) 提出書類の No.1～6 に係る様式については、別途支給する。

注 2) 提出書類の No.1～3 については、必要項目等を満たしている場合は支給様式に限らない。

注 3) 提出書類の作成にあたっては、その都度最新の様式か確認を経て作成すること。

**※提出書類については、個人情報の保護に留意し当研究所の安全管理及び関係法令により必要とされる業務のため、当研究所及び当該業務を委託する会社が利用いたします。また、当該目的以外で使用することはありません。**





## 点検等頻度等一覧表 (1/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
中央監視装置	主処理装置、記憶装置	○						
	モニタ	○						
	プリンタ	○						
	無停電電源装置	○						
	時刻確認・修正			○				
照明主操作盤	動物飼育室等照明自動点灯・消灯	○						
	時刻確認・修正			○				
冷凍機	運転状態	○						
	接触器・リレー等の異常	○						
	各機器の異常・漏えい	○						
	状況確認、データ			○				
	各機器・配管等外観			○				
	ネジ・ボルトの緩み			○				
	漏水			○				
	コンプレッサ絶縁抵抗測定			○				
	コンプレッサ運転電流			○				
	コンプレッサ異音・振動			○				
	ファン絶縁抵抗測定			○				
	ファン運転電流			○				
	ファン異音・振動			○				
	冷媒系ネジ緩み			○				
	冷媒系漏洩			○				
	冷媒系圧力			○				
	冷媒系運転時間			○				
	冷媒系異音・振動			○				
	冷水系温度			○				
	冷水配管漏洩			○				
	操作箱内外点検			○				
	フロン類充填設備点検					○		
	冷水系水張・水抜き							○
冷水系ストレーナ点検							○	
ボイラ	運転状態	○						
	各圧力	○						
	各機器の異常・漏えい	○						
	蒸気圧力			○				
	油ポンプ圧力			○				
	水面計指示			○				
	燃焼状態			○				
	漏洩			○				
	コントロールパネル			○				
	(つづく) 水面計ガラス			○				

## 点検等頻度等一覧表 (2/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
(つづき)	計器機器類			○				
	配管・弁類			○				
	給水ポンプ			○				
	給水ポンプ電流			○				
	オイルポンプ			○				
	オイルポンプ電流			○				
	送風機			○				
	送風機電流			○				
	送風機周波数			○				
	空気フィルタ			○				
	紫外線光電管清掃					○		
煤煙濃度計	濃度計指示	○						
	異常・漏えい	○						
	投・受光器フィルタ			○				
	投・受光器レンズ			○				
	投光ランプ			○				
	零点調整			○				
	光軸調整			○				
オペレーションパネル	警報表示	○						
	圧力表示	○						
リボイラ	軟水装置入口圧力	○						
	硬度リーク測定	○						
	異常・漏えい	○						
	警報表示	○						
	蒸気圧力	○						
	コントロールパネル			○				
	二次蒸気圧力			○				
	制御盤内機器			○				
	計器機器類			○				
	給水タンク内			○				
	給水ポンプ			○				
	給水ポンプ電流			○				
	配管・弁類外観			○				
	配管・弁類漏洩			○				
熱交換器	入口温度	○						
	出口温度	○						
	蒸気入口圧力	○						
	漏洩	○						
	加熱蒸気出口ドレントラップ							○
冷却塔	入口温度(1)	○						
	入口温度(2)	○						
	出口温度(1)	○						
	(つづく) 出口温度(2)	○						

### 点検等頻度等一覧表 (3/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度					
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月
(つづき)	各機器の異常	○					
	薬品注入装置	○					
	薬品注入装置薬品残量確認・補給	○					
	冷却水水質測定		○				
	高圧洗浄・冷却水入替え・薬品初期投入			○			
	散水ポンプ絶縁抵抗			○			
	散水ポンプ電流			○			
	凍結防止ヒータ絶縁抵抗測定			○			
	送風ファン絶縁抵抗			○			
	送風ファン電流			○			
	送風ファン異音・振動			○			
	本体・配管・弁類外観			○			
	ポンプ (ポンプ類共通)  (49台中36台は2ヶ月 に1回の点検とする)	漏洩	○				
異音・振動		○					
入口圧力		○					
出口圧力		○					
本体外観				○			
取付状態				○			
絶縁抵抗				○			
軸受部異音				○			
電流				○			
振動測定				○			
オイルタンク (A重油)	防油堤内外観	○					
	排水弁閉止状態	○					
	雨水排水	○					
	貯油量	○					
	接地線	○					
	油面計指示	○					
	防油堤オイルトラップ、グリーストラップ						○
オイルサービスタンク	貯油量	○					
	漏洩	○					
	タンク外観	○					
	防油堤の状態	○					
	オイルポンプ漏油	○					
還水槽	本体・弁・配管外観	○					
	漏洩	○					
蒸気ヘッダ	蒸気圧力	○					
	蒸気漏洩	○					
	減圧弁後圧力	○					
	フランジボルトの緩み			○			

## 点検等頻度等一覧表 (4/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
膨張タンク (第2種圧力容器以外は 1年に1回の点検とする)	本体・ボルトの緩み	○						
	圧力	○						
	漏洩・異常	○						
軟水装置	硬度リーク	○						
	塩水タンク塩残量	○						
	漏洩・異常	○						
ドレン回収装置	圧力	○						
	液面	○						
	漏洩・異常	○						
	ポンプ絶縁抵抗・電流測定			○				
	ストレーナ清掃			○				
不凍液注入タンク	在槽量	○						
	漏洩・異常	○						
外調機	加熱蒸気・冷水圧力	○						
	内部の異常	○						
	ロールフィルタ警報	○						
	ロールフィルタ手動巻取り		○					
	内外装の汚れ・変形等外観			○				
	エアリーク			○				
	内部底板の汚れ			○				
	内部照明外観			○				
	差圧計ホース			○				
	給気ファン絶縁抵抗測定			○				
	給気ファン異音・振動			○				
	ロールフィルタ差圧			○				
	塩害フィルタ破損			○				
	冷水コイル破損			○				
	蒸気コイル破損			○				
	加湿装置破損			○				
	給気温度			○				
	給気露点温度			○				
	給気静圧			○				
	排気静圧			○				
各指示調節計指示			○					
蒸気コイル出口ドレントラップ							○	
フィルタ (全128台を毎月半数 64台ずつの点検とする)	ユニット外観			○				
	蓋取付ネジ緩み			○				
	差圧計ホース外観			○				
	差圧計指示			○				
ファンコンベクタ (つづく)	本体・ダクトエアリーク確認			○				
	外観点検						○	
	電流測定						○	
	絶縁抵抗						○	

## 点検等頻度等一覧表 (5/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
(つづき)	異音・振動						○	
	漏洩						○	
	フィルタ						○	
	弁の状態						○	
パネルヒータ	外観点検						○	
	電流測定						○	
	絶縁抵抗						○	
	設定値・動作確認						○	
ブースタヒータ	本体・弁・配管等外観			○				
	漏洩			○				
パッケージエアコン (155.台中78台は2ヶ月 に1回の点検とする)	本体・弁・配管等外観			○				
	オイル漏洩			○				
	運転時異音・振動			○				
	フィルタ汚れ、清掃			○				
	電流			○				
	フロン類充填設備点検					○		
送・排風機 (108台中84台は2ヶ月 に1回の点検とする)	盤電流値	○						
	ブースタファン異常	○						
	内外損傷汚れ、外観			○				
	異音・振動			○				
	取付状態			○				
	軸受部異音			○				
	Vベルト緩み			○				
	電流測定			○				
	周波数測定			○				
	温度測定			○				
	振動測定			○				
	ダクトエアー漏れ確認			○				
	絶縁抵抗測定			○				
	空気取り入れ口フィルタ						○	
	局所排気吸気口風速測定							○
局所排気吸気口気流状態							○	
受水槽  (つづき)	漏水・異常	○						
	給水ポンプ異常	○						
	外観			○				
	蓋			○				
	オーバーフロー管			○				
	槽内ゴミ・汚れ			○				
	配管・弁類の外観			○				
	配管・弁類の漏洩			○				
	保温材			○				
	給水ポンプ外観			○				
	給水ポンプ異音・振動			○				
	給水ポンプ漏洩			○				

## 点検等頻度等一覧表 (6/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
(つづき)	給水ポンプ吐出圧力			○				
	給水ポンプ電流、周波数等			○				
	配管防虫網			○				
	ポンプ室内清掃			○				
	凍結防止ヒータ絶縁抵抗			○				
	残留塩素濃度			○				
	流量計外観			○				
	流量計積算値			○				
	定期清掃対応							○
貯湯槽	圧力	○						
	貯湯槽温度	○						
	給湯還温度	○						
	本体・弁・配管漏洩	○						
電気温水器	外観						○	
	漏洩						○	
	タンク内ブロー						○	
	絶縁抵抗						○	
浄化槽・排水処理装置	制御盤電圧	○						
	制御盤電流	○						
	制御盤時間	○						
	制御盤警報	○						
	制御盤PH	○						
	制御盤ORP	○						
	配管漏洩	○						
	配管外観	○						
	電動3方弁状態	○						
	記録計用紙	○						
	PH・ORP電極清掃		○					
	PH電極校正			○				
	ORP電極交換						○	
	警備員詰所浄化槽 (有機物処理棟)	NO.1排水ポンプ電流	○					
NO.2排水ポンプ電流		○						
制御盤警報		○						
ROW自動活性炭ろ過装置 (動物用供給水処理装置)	本多・弁・配管等漏洩	○						
	塩素リーク	○						
	流量			○				
	入力圧力			○				
ROW自動硬水軟化装置 (動物用供給水処理装置)	本多・弁・配管等漏洩	○						
	硬度リーク	○						
	塩水タンク	○						
	塩水タンク塩補給		○					
	流量			○				
	入力圧力			○				

## 点検等頻度等一覧表 (7/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
ROW熱交換器 (動物用供給水処理装置)	本体・弁・配管等漏洩	○						
	圧力			○				
CLW熱交換器 (動物用供給水処理装置)	本体・弁・配管等漏洩			○				
	圧力			○				
前処理フィルタ (ROWプレフィルタ) (動物用供給水処理装置)	本体・弁・配管等漏洩	○						
	フィルタ圧力	○						
ROW原水タンク (動物用供給水処理装置)	貯留量			○				
	本体・弁・配管等漏洩	○						
ROW自動ろ過装置 (逆浸透装置) (動物用供給水処理装置)	電源表示	○						
	故障表示	○						
	受電電圧	○						
	原水熱交出口温度	○						
	濾過状況	○						
	ポンプ電流、異音・振動	○						
	本体・弁・配管等漏洩	○						
RO水槽 (動物用供給水処理装置)	本体・弁・配管等漏洩	○						
	タンク水入替え		○					
	蓋外観、パッキン			○				
	凍結防止ヒータ絶縁抵抗測定			○				
RO供給ポンプユニット (動物用供給水処理装置)	吐出圧力	○						
	運転モード	○						
	故障表示	○						
	本体・弁・配管等漏洩	○						
	ポンプ電流、異音・振動			○				
次亜塩素酸注入設備 (動物用供給水処理装置)	ROWパルス設定			○				
	CLWパルス設定			○				
	塩素貯槽残量			○				
	本体・弁・配管等漏洩	○						
キャリアガス設備	庫内温度	○						
	庫内全般	○						
	感震器	○						
	ボンベ配管類外観	○						
	漏洩	○						
	半自動切替器	○						
	ボンベ圧力	○						
	レギュレーター後圧力	○						
酸素濃度計	センサチェック						○	
	指示値確認						○	
LPGボンベ庫 (つづく)	庫内全般	○						
	ボンベ配管外観	○						
	ガス漏洩	○						
	漏洩検知器外観	○						
	漏洩検知器電源	○						

## 点検等頻度等一覧表 (8/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度					
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月
(つづき)	自動切替器	○					
	圧力計	○					
	使用量積算値	○					
	異常表示	○					
LPガス警報器 (5年毎に定期交換とする)	電源表示						○
	取り付け状態						○
	機能試験						○
EOGボンベ庫	ガス検知動作	○					
	感震器	○					
	警報表示	○					
	外観	○					
	漏洩	○					
	供給圧力	○					
液化窒素タンク	フェンス・周辺状況	○					
	タンク外観	○					
	タンク圧力	○					
液取り装置	感震器	○					
加圧送水ポンプ (消火栓用)	警報表示	○					
	漏洩	○					
特殊消火設備用ボンベ庫 (CO2消火設備)	庫内温度	○					
	庫内酸素濃度	○					
	庫内全般	○					
	ボンベ配管外観	○					
	制御盤電源	○					
	制御盤警報	○					
高圧引き込み設備	PAS外観		○				
	PAS取付状態		○				
	PAS操作紐		○				
	高圧ケーブル外観		○				
	高圧ケーブル固定		○				
	高圧ケーブル保護管		○				
	SOG外観		○				
	SOG施錠		○				
	SOG表示		○				
	パルス検出器外観		○				
	パルス検出器施錠		○				
	電力量計	○					
	高圧受電盤  (つづく)	電圧	○				
電流		○					
電力		○					
力率		○					
故障表示		○					
リレー動作表示		○					
外観		○					

## 点検等頻度等一覧表 (9/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
(つづき)	盤内外面点検		○					
	DS外観		○					
	VCB外観		○					
	ケーブル類外観		○					
高圧SC盤	選択スイッチ	○						
	故障表示	○						
	外観	○						
	盤内外面点検		○					
	LBS外観		○					
	VMC外観		○					
	SR外観		○					
	SC外観		○					
変圧器盤	電圧	○						
	電流	○						
	リレー動作	○						
	故障表示	○						
	変圧器温度	○						
	外観	○						
	盤内外面点検		○					
	LBS外観		○					
	変圧器外観		○					
	低圧母線外観		○					
	接続部加熱		○					
	零相電流測定		○					
GC切替盤	給電側表示	○						
	母線外観		○					
	接続部加熱		○					
	MCDT外観		○					
	ケーブル外観		○					
制御盤	電源表示	○						
	盤内外面点検		○					
	盤内機器外観		○					
	TRIPの有無		○					
動力盤	電源表示	○						
	漏電表示	○						
	盤内外面点検		○					
	盤内機器点検		○					
	TRIPの有無		○					
	端子緩み		○					
動力制御盤	電源表示	○						
	漏電表示	○						
	電流計指示	○						
	盤内外面点検		○					
	(つづく) 盤内機器外観		○					

## 点検等頻度等一覧表 (10/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度					
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月
(つづき)	TRIPの有無		○				
	端子緩み		○				
照明用分電盤	盤内外面点検		○				
	MCCB・ELB外観		○				
	TRIPの有無		○				
自家発電機 (ディーゼル)	機関温度	○					
	潤滑油温度	○					
	潤滑油量	○					
	冷却水量	○					
	漏油	○					
	制御盤状態	○					
	制御盤警報	○					
	制御盤外観	○					
	ハウジング内外		○				
	機関外観		○				
	発電機外観		○				
	バッテリー外観		○				
	励磁装置外観		○				
	制御盤外観		○				
	盤内機器外観		○				
	運転時間		○				
	発電電力量		○				
	充電電圧		○				
	充電電流		○				
	起動・停止		○				
運転電圧		○					
運転周波数		○					
運転回転数		○					
照明設備	照明器具、灯の外観			○			
	清掃			○			
非常照明	充電状態			○			
	点灯試験					○	
殺菌灯	器具外観			○			
	管球交換					○	
放流ポンプ設備	受電盤内外の外観			○			
	受電盤内の異常			○			
	電源表示			○			
	水位制御確認			○			
	ポンプ運転時間			○			
	ポンプ電流			○			
	運転選択確認			○			
	故障表示			○			
(つづく)	配線類の異常			○			

## 点検等頻度等一覧表 (11/11)

設備・機器	主な点検項目	点 検 等 頻 度						
		日常巡視	1回/週	1回/月	1回/2月	1回/3月	1回/6月	1回/12月
(つづき)	ポンプ絶縁抵抗			○				
	槽内ポンプ異音			○				
	槽内フロートスイッチ			○				
	槽内配線			○				
	槽内汚れ・異物			○				
	流末排水管マンホール目視			○				
	フェンス破損			○				
	フェンス施錠			○				
シャッタ・オーバースライダ	制御盤内外の目視						○	
	開閉状態						○	
	清掃						○	
危険物倉庫(1)	庫内温度	○						
	外観	○						
	排気ファン	○						
危険物倉庫(2)	庫内温度	○						
	外観	○						
上水水質	味	○						
	臭気	○						
	色	○						
	濁り	○						
捕虫器	外観				○			
	捕虫シート交換				○			
	ケミカルランプ交換						○	
電動工具等	外観						○	
	絶縁抵抗測定						○	
在庫調査	ボイラメイト			○				
	エコソルト			○				
	EOG吸収缶			○				
	照明器具用管球等						○	
	パッキン類等						○	

注)

- ① 本点検項目・点検頻度は目安であり、適宜、現場や設備等と照査した点検記録紙等を作成し、維持していくものとする。
- ② 日常巡視については、設備等の簡易的な外観、機器状態に関するデータ採取、主要設備等の傾向観察を主点とした巡視(監視)とする。
- ③ 上記には、設備等の運転上必要な消耗品交換、ストレーナ清掃、フィルタ交換等は含まれていない。これらについては、設備の稼働状況等を勘案し、実施していくものとし、必要に応じて点検等に含め実施するものとする。